

大崎市内の保育所等における 災害発生時対応ガイドライン

子育て支援課 2025.9策定

1. 目 的

近年、地球温暖化による台風の大型化や記録的豪雨など全国規模で自然災害の発生リスクが非常に高くなっており、私たちの生活にも直接的な影響が目に見える形で現れています。

自然災害でも地震のように発生予測が困難な場合がある一方で、台風や大雨を伴う前線の接近については、その発生があらかじめ予測できることから、できるだけ早期の段階から迅速かつ適切な状況判断と安全確保に向けた対応を図っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、園児や保護者、職員の生命と安全を守るため、迅速かつ適切に判断・行動することができるよう、大崎市内の公立保育所・子育て支援総合施設・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）を対象に、豪雨・台風・地震等の自然災害の発生を想定した保育所等の臨時休園の判断基準を定め、災害発生時速やかに的確な対応ができるようガイドラインを策定するものです。

* 保育所等における災害発生時における臨時休園の対応等については、厚生労働省より令和2年7月17日付け事務連絡「保育所における災害発生時等に関する調査研究（周知）」が発出され、市区町村における防災対策等の観点から、臨時休園等の基準が求められている。



2. 臨時休園の実施に係る法的根拠

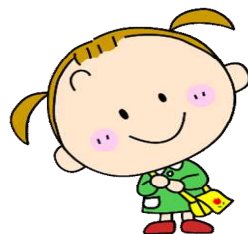
施 設	施設長及び設置者が、自然災害発生時に臨時休園を行うことができる旨の法令
保育所 認定こども園 （保育所型） 地域型保育事業所 認可外保育施設	なし （厚生労働省発出「令和2年月17日付け事務連絡」により、市区町村において臨時休園等の基準の策定が求められている施設）
幼稚園 認定こども園 （幼保連携型・幼稚園型）	学校教育法施行規則第63条（非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。）

3. 対象施設

・公立保育所
・認定こども園

・子育て支援総合施設
・地域型保育事業所

・認可保育所



4. 臨時休園措置・登園自粛要請の判断基準

次の各号に掲げる事項に該当する場合、または該当する可能性が高いと判断する場合において、臨時休園・登園自粛要請等の措置とする。（警戒レベルに応じた基準）

「保育所等の災害警報発令時における保育施設の休園基準」のとおり (別表1-1. 1-2)

(1) 臨時休園措置

子育て支援課は、災害対策本部等の情報からいずれかにあてはまる場合、または発生の可能性が極めて高い場合は、対象地域（警報・避難情報は発令されている地域）の施設において臨時休園等の措置を講じる。

【判断基準】

1. 気象庁から本市に**特別警報**が発令されている場合
2. 本市が**警戒レベル3以上の避難情報**（高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保）を発令している場合
※警戒レベル3（高齢者等避難）は、災害の兆候が生じる前にも発令されることもあるため、保育所等と保護者との意識の乖離が生じやすいことから、入園説明会等で保護者と災害発生時の対応について合意形成を図ること。
3. 本市が**震度5強**の地震を観測した場合
4. 災害発生により、登園することに危険がある場合
5. 災害発生により、保育士の交通手段が遮断される等の事象が発生し、保育士の確保が困難である場合
6. 災害発生により、保護者の交通手段が遮断される等の事象が発生し、子どもの送迎が困難である場合
7. 災害発生により、施設に被害が生じ、状況を総合的に判断し、臨時休園とすることが適切と認められる場合

(2) 登園自粛要請

災害発生の可能性が高い場合は登園自粛を要請することができる。

【判断基準】

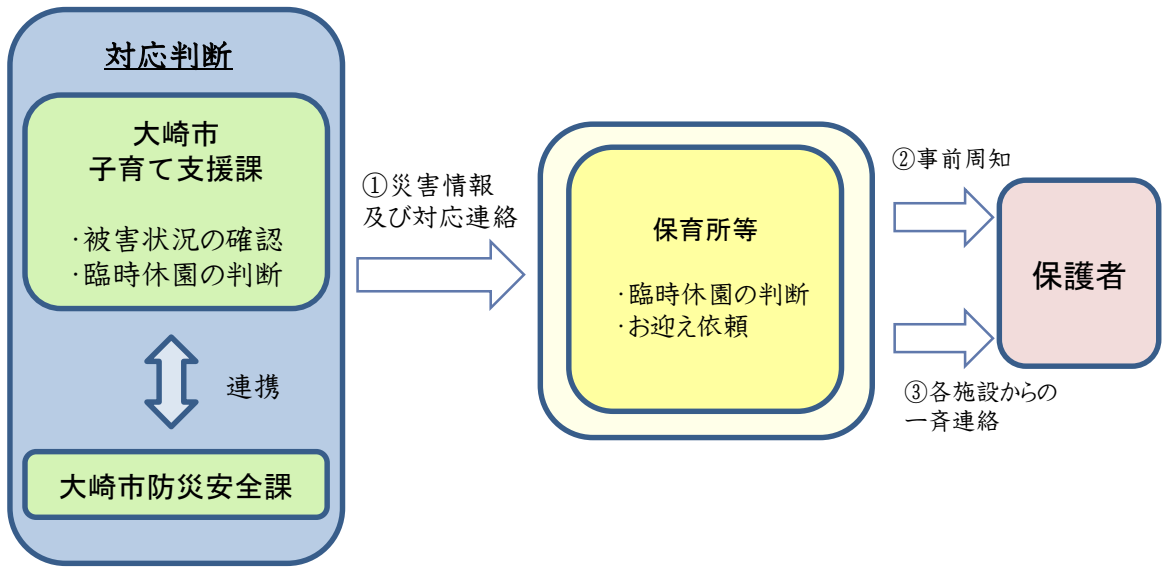
1. 災害発生により、保育士の交通手段が遮断される等の事象が発生し、保育士の確保が困難である場合
2. 災害発生により、保護者の交通手段が遮断される等の事象が発生し、子どもの送迎が困難である場合
3. 災害発生の可能性が高く、施設に被害が生じ、人的被害の発生が予想される場合

(3) 保育の再開

警報等の発令や災害の発生により臨時休園した場合、「保育の再開基準」（別表2）に基づき速やかに保育を再開する。いったん臨時休園とした当日も、児童の受入れ体制を整え、可能な限り保育の提供に努めることとする。

◆施設長は、災害の規模や態様等を含む施設の被害状況、予見される場合も含み、施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況等を把握したうえ、市の対応連絡を待つことなく判断する。また、施設長による判断が困難な場合は、市と協議したうえで、決定することができる。

5. 警戒レベル発生時の対応の流れ



①災害情報及び対応連絡

施設が「保育所等の災害警報発令時における保育施設の休園基準」に沿った対応がとれるよう、避難情報(※)が発令された場合、速やかに対応について連絡する。

②事前周知

施設は保護者へ臨時休園等に伴う対応について事前に周知を行う。

③各施設から一斉連絡

施設は保護者に臨時休園等について連絡する。

※「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」の発令は、災害対策基本法に基づき市町村長が発令する。



6. 臨時休園措置に伴う対応

- 大崎市は、市のウェブサイト・大崎市LINE公式アカウントにより情報発信をする。
- 保育所等は、「入園のしおり」「園だより」、または保護者説明会等で保護者へ臨時休園等に伴う対応について事前に周知を行う。（資料1参照）
- 保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難後の引き渡し方法等をあらかじめ策定し、ハザードマップに応じた各保育所ごとの対応について、保護者に周知するとともに職員間の情報共有に努める。

(1) 臨時休園措置等を行う際の保護者及び職員への周知方法

- ・施設は、臨時休園措置等を行う場合、電話・園メール等が保護者に確実に伝わる手段を用いて連絡を行うこととする。
- ・臨時休園措置等を行う際には、施設の入口等へ臨時休園等を行う旨及び緊急連絡先を示した物を掲示する。

(2) 臨時休園等実施中の緊急体制

- ・施設は、臨時休園等実施中においても、緊急事態に対応できるよう体制を確保する。
- ・臨時休園措置を行った場合、園児は在宅保育を原則とする。



7. 児童の引き渡しについて

児童の生命を守り、安全に保護者に引き渡すためには、保護者の理解と協力が必要不可欠である。そのため、保護者への連絡手段（メールの一斉配信や災害用伝言ダイヤル171など）を決め、事前に周知しておくとともに、避難場所や避難経路、引き渡しルールなど、災害時に保育所等が行う各種対応について、保護者へ丁寧に継続した周知を図り、理解を得られるよう努める。

8. 保護者との連携

保護者にお迎えを依頼した場合であっても、帰宅途中に被害に遭うおそれがあるなど危険が予測される場合は、保護者も保育所等に待機、または保護者とともに避難所等へ避難するなど状況に応じて判断すること。

また、安全な場所に避難することを優先し、具体的な引き渡しの方法については、保育所等で作成する防災マニュアルに記載するとともに、事前に保護者へ周知し、共有しておくこと。

9. 市（子育て支援課）への報告

保育所等で災害発生後の状況確認を行い、警戒レベル4・震度5弱より「施設状況」「周辺状況」「保育の実施有無」等、災害発生後の被害状況について【様式1 被害状況報告書】により市へ報告すること。ただし、市へ連絡がとれない場合であっても、保育所等において随時情報収集に努め、適切に状況把握を行うこと。



10. 保育所等における防災マニュアル作成について

本ガイドラインは、災害時の基本的な対応を示すものであり、災害時にどのような危険があり、どのように行動するかは施設の状況や周辺の環境等によって異なるため、保育所等において、それぞれの状況に応じた具体的な防災マニュアルを作成し、職員間で共有しておくこと。

災害規模や状況によっては、市と連絡がとれなくなることも想定される。その場合、市からの指示や協議を待たず、園児や職員の安全確保を優先に考え、保育所等の防災マニュアルに基づき対応を判断すること。

保育所等の災害警報発令時における保育施設の休園基準

(別表1-1)

◆大雨・台風等の自然災害時における保育施設の休園基準は以下のとおりとします◆

- 地域の道路状況や気象状況で登園が危険な場合は、登園自粛をお願いする。
- お迎えについても周囲の状況に注意しながら早めの対応をお願いする。

警戒レベル (避難情報) 防災気象情報等	警報の 発令・解除	施設開園等の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保) 大雨特別警報 氾濫発生情報等	開園前に発令	■原則として休園
	開園中に発令	■原則として休園 速やかにお迎えをお願いする。 * 避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知する。

～ ～ ～ 警戒レベル4までに必ず避難 ～ ～ ～

警戒レベル4 (避難指示) 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	開園前に発令	■原則として休園
	開園中に発令	■原則として休園 速やかにお迎えをお願いする。 ※避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知する。
※警報等の解除で警戒レベルが下がり、施設と周辺の安全が確認された場合、休園後も開園の判断をする場合がある。		
警戒レベル3 (高齢者等避難) 大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 氾濫警戒情報	開園前に発令	■原則として、避難情報発令区域の施設は休園
	開園中に発令	■原則として、避難情報発令区域の施設は休園 速やかにお迎えをお願いする。 ※避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知する。
■避難情報発令区域外の施設は「登園自粛」 ※登園自粛の判断基準に該当しない場合は、避難情報等を確認しながら保育にあたる。		
警戒レベル2 大雨注意報 洪水注意報	開園前・開園中に 発令	■原則として保育を行う 避難に備え、ハザードマップ等により、避難情報等を確認しながら保育にあたる。
警戒レベル1 早期注意情報	開園前・開園中に 発令	■原則として保育を行う 災害への心構えを高めながら、保育にあたる。

※レベル1・2は気象庁が発表し、レベル3～5は市が発令します。また、各種情報は警戒レベル1から5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

保育所等の災害発生時における保育施設の休園基準

(別表1-2)

◆地震等の自然災害時における保育施設の休園基準は以下のとおりとします◆

- 地域の道路状況や気象状況で登園が危険な場合は、登園自粛をお願いする。
- お迎えについても周囲の状況に注意しながら早めの対応をお願いする。

	区 分	施設開園等の対応
地震情報	開園前 12時間以内に <u>震度5強以上</u>	■原則として 休園 施設の安全が確認され次第開園する。
	開園中に <u>震度5強以上</u>	■原則として 休園 速やかにお迎えをお願いする。 避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知する。
	開園前・開園中に <u>震度5弱以下</u>	■原則として 保育を行う ただし、施設長が危険と判断した場合は「休園」または「登園自粛」とする。



保育の再開基準

(別表2)

警報等の発令や災害の発生により臨時休園した場合は、次の基準に基づき速やかに保育を再開する。

いったん臨時休園とした当日も、児童の受入れ体制を整え、可能な限り保育の提供に努めることとする。

大雨・台風等の場合	避難情報や警報が解除され、施設及び施設周辺の安全が確保、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに保育を再開する。
午前6時までに解除	■原則として 保育を再開 * 開園時間及び給食の有無は園の判断とする。
午前6時から 開園時間までに解除	■原則として 保育を再開 * ただし、施設長が危険と判断した場合は「休園」とする。
(開園中に避難情報が発令され) 開園中に解除	■原則として 保育を継続 * 災害状況等に応じた対応をしつつ、保育を継続する。 * 必要に応じ、保護者へ「施設等の状況」を連絡する。

地震の場合	施設及び施設周辺の安全が確保され、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに保育を再開する。
開園前・開園中 震度5強	* 施設の安全が確保・保育が可能な状況(ライフライン及び道路に問題がないなど)であれば ■準備が整い次第 保育を再開

施設に被害があり、一部使用できない箇所がある、道路・交通の事情により出勤できない職員がいるなどで通常保育を行うことができない場合であっても、原則、臨時休園した翌日(翌日が日曜日・祝日の場合は翌開園日)は、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも保育を再開する。



子育て支援課 ファックス 0229-24-2112

被害状況報告書

災害名											
報告時点		年 月 日 時 分 現在									
施設名											
報告者											
被害の有無		有 無									
区分		単位	被害	被害者名	性別	年齢	職員・児童・保護者等の 区別	住所			
人的被害	死者	人									
	行方不明者	人									
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
施設状況	建物被害		全壊 半壊 一部破損				具体的事項				
	建物水害		床上浸水 床下浸水								
	室内状況		被害有 被害無								
	ライフライン	電気	可	不可							
		水道	可	不可							
		ガス	可	不可							
		固定電話	可	不可							
		携帯電話	可	不可							
	施設使用継続の判断			可	不可						
緊急避難先						避難者数	児童	保護者	職員		
職員 参集 状況		人数	参集人数	参集不可 人数	左の理由						
					本人ケガ	家族ケガ	その他	安否確認不能			
	正職	人	人	人							
	会計年度任用職員	人	人	人							
	短時間	人	人	人							
	計	人	人	人							
摘要メモ											

保護者の皆様へ

大崎市 ○○保育園

自然災害における大崎市保育施設の対応について

【台風等（風水害）・地震による臨時休園基準】

大崎市に気象庁などから台風接近に伴う「特別警報」等の防災気象情報が発表され、大崎市から「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上の避難情報が発令された場合、また、予測がなく起こりうる地震の場合には、各保育施設等においては、園児の安全と保護者の安心を第一に考え、次のような措置をとります。

保護者の皆様には、ご理解とご協力よろしくお願いします。

台風等や地震の対応が予想される場合の臨時休園基準について

気象庁からの情報をもとに、下記の自然災害警報発令時における臨時休園について、保育施設より資料配布や一斉メールなどで保護者様へ連絡をいたします。

※別表をご確認ください。

- 別表1-1 保育所等の災害警報発令時における保育施設の休園基準
（大雨・台風等の自然災害時における保育施設の休園基準）
- 別表1-2 保育所等の災害警報発令時における保育施設の休園基準
（地震等の自然災害時における保育施設の休園基準）
- 別表2 保育の再開基準

※警報が発令されていない場合であっても、天候状況により危険が予測される場合や緊急事態には、防災安全課・子育て支援課と協議のうえ、各保育施設より保護者様に連絡を入れることがあります。（落雷や突風・急な豪雨などの場合）

※保育の再開に当たっては、保育施設より保護者あて連絡することとします。

※休園の期間が長期化する場合は、防災安全課・子育て支援課と連携し協議のうえ、あらためて保育施設よりお知らせいたします。

◆メールの登録に変更があった場合、速やかに保育施設にお知らせください。

◆内閣府・消防庁作成の「警戒レベル」を用いて、大崎市から防災情報が発令されます。

◆原則として、一時預かりも同様の対応とします。

